

## 第36回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年5月28日(木) 午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人  
会長 7番 中井 悟  
会長職務代理 13番 西元 道啓  
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝  
3番 安田 伸二 5番 向山 博  
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆  
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一  
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二  
15番 親谷 隆 16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 14番 高山 重人
- 5 議事日程  
第1 会議録署名委員の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 諸報告について  
第4 現況証明願いについて  
第5 農地法第3条の規定による許可申請について  
第6 農地法第4条の規定による許可申請について  
第7 土地の意見価格の決定について  
第8 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史  
農地係長 福岡 直樹

## 7 会議の概要

議長

ただいまの出席委員は、14名であります。

定足数に達しておりますので、これから第36回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が高山委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

それでは、5番向山委員と6番坂野委員を指名いたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間と決したいと思います。

これにご異議ありませんでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告について、今月はありませんでした。

日程第4、議案第1号 現況証明願いについてを議題といたします。

NO1からNO4について、上程いたします。

担当調査員から順次、調査の報告をお願いいたします。

16番  
(伊藤委員)

議案第1号の1番から3番について報告いたします。まず1か所目は〇〇付近です。〇筆あります。2か所目は、〇〇付近です。農地採草放牧地以外ということで判定しました。5月16日に中井会長、岩間委員と私の3名で現地確認しております。

2番は、〇〇さん宅の隣、農地内にある宅地ですが、現況は農地として耕作されております。

3番は、〇〇から〇〇に入った土地になります。〇〇番〇は水田の中にある農地、〇〇番〇については用悪水路ということで農地採草放牧地以外と判定しました。

9 番  
(岩間委員)

番号4番について、私と中井会長と伊藤委員で現地確認しております。〇〇さん宅前と自宅から少し離れた一角になります。いずれも農地採草放牧地以外ということで判定しました。以上です。

議 長

調査員の皆さん、大変調査ご苦労様でした。それではこれから質疑に入ります。

何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。

議案第1号は調査員の報告を承認し、証明書を交付することといたします。

つづきまして、日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

NO1からNO3について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(福岡係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権及び使用貸借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和2年5月28日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、畑で〇〇〇円です。

なお、こちらの畑については、7年前にも違う農業者と賃貸契約を結びましたが、農地の条件が非常に悪く、1年で解約している経過にあります。その当時の賃貸契約をした価格と同じ金額で設定されております。隣接地は〇〇さんが耕作している畑となっております。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和7年5月27日までの5年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、営農が困難なため、耕作できない農地を借受けするものであり、

農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、耕作できないため、農地所有適格法人へ、引き続き、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和12年5月27日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、引き続き、耕作できないため、農地所有適格法人への貸借であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号3番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は、〇〇〇の新規就農のため、農地を貸し付けするものです。

なお、〇〇〇については、令和2年3月16日登記により設立。農業法人の目的としては、農産物の生産・加工・販売などとなっております。新たな農地所有適格法人のため、各要件を満たしているかどうか、農業委員会事務局及び北海道農業会議へ照会をさせていただき、農地を所有できる法人の各要件を満たしていることを確認しております。

〇〇〇さんは、〇〇〇して行うことを目指しております。また、〇〇〇を取得する予定となっており、そちらの農地を含め、〇〇〇、さらには6次化として〇〇〇の生産及び販売等も計画しております。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和3年5月27日までの1年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、会社を設立し、農地を利用するにあたり、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

それでは、引き続き、担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番  
(山田委員)

番号1番、内容は事務局説明のとおりです。〇〇さんと〇〇さんについて、場所は〇〇付近から入った農地となります。よろしくお願いをいたします。

16番  
(伊藤委員)

番号2、3番について、内容は事務局説明のとおりです。2番の場所は、〇〇宅の前付近、〇〇にある農地、〇〇の左右にあります。

3番は、内容は事務局説明のとおりです。〇〇さん宅付近の農地です。よろしくお願いをいたします。

議長

それでは、これから質疑に入ります。  
何か質疑ありませんでしょうか。

2番  
(近藤委員)

3番について、〇〇して農地を賃貸するようですが、新規就農の場合は、人・農地プランなど、検討委員会で審査して決定するなど、いきなり賃借申請されているが、認定農業者になるかなど審査した上で進めなくて良いのか。農業法人のため問題ないということなのか。

事務局  
(木村局長)

農業法人として賃借することは問題ありません。  
こちらの法人については、〇〇している会社です。昨年から話がありましたが、農業法人の設立については、いろいろ不備があり今回に至りました。以前から話があるとおり、〇〇も購入する等の話は聞いております。6次化の話もあり、まずお米を作ってみて、それから〇〇までやっていくことを計画しているようです。

2番  
(近藤委員)

詳細は分かったが、すぐに賃借することは問題ないのか。

事務局  
(木村局長)

農業法人の要件もすべて満たしており、問題はありません。

13番  
(西元委員)

農業法人の議決権についてはどのような割合なのか。

事務局  
(福岡係長)

株主名簿より〇〇%、〇〇%となっております。〇〇は役員にはなっていないため、〇〇で役員及び農業従事者となっております。

議長

他に質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。  
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

本案のNO1からNO3については、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第5、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1について、上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(福岡係長)

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等を農地等以外にするため、農地法第4条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可相当の可否について、意見を求める。令和2年5月28日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1、申請者は〇〇〇さん、場所は〇〇番〇、現況は田、面積は〇〇〇㎡です。申請理由は、植林転用するためです。別紙調査書をご覧ください。

農地区分は、農業公共投資対象外の生産性の低い小集団であり、おおむね10ha未満の農地である。また、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種・1種・2種（市街化が見込まれる農地）・3種のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地になり、転用はやむを得ないのではないかと事務局では判断いたしました。一般基準については記載のとおりです。

また、現在、農振農用地区域からの除外手続きを並行しており、

事前協議の中では除外相当である旨協議が進められております。

なお、この度の案件は許可相当の可否について意見を求めるものであり、今後、6月19日に開催される北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問して意見を求め、順調に進めば6月総会に再度上程し許可することとなります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 担当委員の補足説明を願います。

2番 (近藤委員) 事務局説明のとおりですが、〇〇宅裏側になります。生産性の低い農地となっております。

議 長 これより、質疑及びご意見を伺います。  
質疑・ご意見はありませんか。

全委員 質疑なし。

議 長 質疑なしと認めます。  
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 本案については、原案のとおり、許可及び許可相当であると決定してよろしいでしょうか。

本案については、北海道農業会議へ諮問することといたします。  
日程第6、議案第4号 土地の意見価格の決定についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局 (福岡係長) 議案第4号 土地の意見価格の決定について 北海道財務局小樽出張所長から意見を求められた土地の価格について、別紙のとおり回答してよろしいか、議決を求める。令和2年5月28日提出。蘭越町農業委員長名。

意見価格の照会がありました土地につきましては、別紙、議案第4号、土地の意見価格についてをご覧ください。

上段には、当該地として今回意見価格の照会があった〇〇番〇が記載しております。中段からは、ここ数年の農地売買実例と過

去の財務局への意見価格を記載しております。

過去の売買実例や財務局への意見価格の照会を参考に、地区の担当委員と事前に相談した上で、田で〇〇〇円として回答したいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長                   これから質疑に入ります。  
                            質疑ありませんか。

全委員                   質疑なし。

議 長                   照会のあった農地の価格について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員                   異議なし。

議 長                   本案については、原案のとおり決定し、北海道財務局へ、意見価格として回答することとします。

                            日程第7、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局                   報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和2年5月28日提出、蘭越町農業委員長名。

(福岡係長)               令和2年5月13日提出付けで、〇〇さんから全農地（田畑）の〇〇番〇外〇筆の土地を〇〇さん死亡により相続した旨の届出がありました。

議 長                   その他の報告を事務局から願います。

事務局                   1つ目、毎回報告しておりますが〇〇〇からの連絡はなく、全く動きがありませんので、また何かありましたら再度連絡をさせていただきます。

(木村局長)               2つ目、後志地方農業委員会連合会の要望については、国会議員へ要望を6月2日予定しておりましたが、前回にもお話ししたとおり、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。要望書については、本日お手元に配付しましたとおりですが、中村代議士、本多代議士事務所へ後志会長及び事務局において、最小限の人数で要望書を渡すこととしております。蘭越町農業委員会



からは1つ目、農村整備事業の当初予算の確保について、2つ目、農業後継者など新規就農者や親元就農への支援強化など要望を挙げております。

3つ目、次回の総会はこの委員で最後の総会となります。日程は、6月30日火曜日4時からを予定しております。以上で報告を終わります。

議 長 他にみなさんから何かありませんか。

全委員 ありません。

議 長 以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第36回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時30分終了

以上のおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟